【規程番号　神女大短Ⅰ－020】

神戸女子大学・神戸女子短期大学キャリア支援委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、学生のキャリア支援に関する事項を審議することを目的として常設するキャリア支援委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の就職に関する事項

(2) 学生の進学に関する事項

(3) 学生のキャリア支援に関する事項

(4) 学生のキャリア教育に関する事項

(5) その他キャリア支援全般に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 全学共通教育部長

(2) 各学科から選出された教員　各１名

(3) キャリアサポートセンター課長

２　委員長は、委員の中から学長が任命する。

３　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営する。

(1) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、召集する。

(2) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことが出来る。

(3) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（守秘義務）

第５条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（事務）

第６条　委員会の事務は、キャリアサポートセンターが行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は 、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学キャリア支援委員会規程及び神戸女子短期大学キャリア教育委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）